

## 申請者（中小企業等）向けQ &amp; A

## ＜申請要件＞

Q1 申請要件でいうところの中小企業の定義とは、どのようなものですか？

A. 下記表に該当する事業者（中小企業支援法第2条に規定された要件を満たす者）で、大企業が実質的に経営に参画していない者（みなし大企業でない者）です。

業種	資本金の額及び従業員の数
① ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

(※) 大企業とは上記以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

Q2. 「申請書」の2. に、過去における本補助金の支援実績を記載する欄について、当社では、過去に利用実績がありますが、査定状況報告書やフォローアップ調査を提出していない場合、申請要件を満たさないことになりますか？

A. 申請時に、別途書類をご提出いただきます。当書類については、当デスクにお問い合わせください。また、提出有無についてご不明の場合は、申請書作成時に当デスクにお問い合わせいただければ、対応い

たします。

Q3. 国内代理人に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. できます。ただし、申請者自身で必要な書類の提出ができることが条件です。

<助成対象案件>

Q4. 本事業に採択される前に外国出願を行いました。この外国出願に要した費用について助成を受けることはできますか？

A. できません。採択決定前に出願が完了している案件は助成対象外です。

応募受付期間<2020年6月22日(月)～7月27日(月)>に本事業に申請していただき、審査を経て採択決定後(9月下旬頃を予定)、年内に行う外国出願に要した費用のみが本事業の助成対象となります。

Q5. ジェトロ及び都道府県等中小企業支援センター等(以下「センター」といいます。)の両方に、同一内容の外国出願を申請することはできますか？

A. できません。

同一の内容で同一出願国の場合は、センター又はジェトロのいずれかに申請してください。ただし、センターに応募して不採択になった場合、その案件をジェトロに応募することは可能です。

また、センターに申請し、採択された案件でも、センターとは違う国にて行う外国出願は、ジェトロに申請することができます。その場合は、必ず「申請書(様式第1-1又は1-2)」の「16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関(独立行政法人日本貿易振興機構含む)の助成制度の利用予定の有無」の欄に詳細をご記入ください。なお、同一内容の申請にかかる補助金の上限額は、センターとジェトロ両団体からの補助金の合計額であり、各種別上限額は以下の通りです。

特許：150万円、実用新案・意匠・商標：それぞれ60万円、冒認対策商標：30万円

Q6. 一社で複数の外国出願を申請する予定ですが、複数の外国出願(特許・実用新案・意匠・商標)を本事業の助成対象とすることはできますか？

A. できます。

ただし、1申請者当たりの補助金の上限額は、各都道府県センター等及びジェトロの補助金の合計が300万円です。その限度額以内であれば、ジェトロでは1種別あたり5件まで応募が可能です。

Q7 パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 「特許・実用新案・意匠」の場合は、優先権を主張しない出願（ダイレクトPCT、ハーグ出願を除く）は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得が否定される可能性があるため、助成対象とすることはできません。「商標」については上記の懸念がないことから、優先権主張を伴わない出願であっても助成対象となります。

Q8 日本では漢字のみの文字商標で登録していますが、外国ではアルファベットによる読みを併記した形で出願したいと考えています。申請可能ですか？

A. 直接出願の場合のみ申請可能です。マドプロ出願では認められていません。

原則として国内出願と同一内容の出願が助成対象となりますが、優先権主張を伴わない商標の直接出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は、「同一内容」の範囲として認めることがあります。本事業に申請いただく段階で「同一内容」かどうか、やむを得ない変更かどうかを含め審査しますので、外国出願を予定する商標（案）を提出するとともに、申請書の「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載してください。審査で認められた場合、助成対象となります。また、変更、変形して外国出願する商標について、商標先行登録調査が必要です。なお、採択後の変更は、原則認められません。従って、申請する前の段階で、選任代理人と外国への出願内容について十分に相談されることをお勧めします。

採択後、選任代理人等から変更が提案された際は、まずは事前にジェトロにご連絡ください。

Q9 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続についても、1国に対する出願と同趣旨ですので助成対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続は登録査定後に行われますので、出願後に発生する費用となるため助成対象にはなりません。

Q10 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっています。中小企業者名義で外国出願を行う予定ですが、本事業の助成対象となりますか？また、国内出願の名義を中小企業者名義に変更する必要がありますか？

A. 中小企業者名義に変更した場合に、助成対象となります。

本事業は中小企業支援ですので、外国出願の基礎となる国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要です。採択後、外国出願をする前までに、国内出願の名義を

申請者の中小企業者に変更をしていただく必要があります。

Q11 他社と共同で外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

申請者が中小企業者であれば、共同出願のパートナーが中小企業者でなくてもかまいません。ただし、対象となる助成金の額は、外国出願の持分比率に応じて算出いたします。したがって、基礎となる国内出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等を、応募の際添付書類として提出してください。

<助成対象経費>

Q12 採択決定前に要した経費は助成対象となりますか？

A. 対象にはなりません。採択決定後に行った外国出願に要する経費のみが対象です。

Q13 助成対象経費としてどこまで認められるのでしょうか？

A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。

■外国特許庁へ支払う費用：

・外国特許庁へ支払う出願料と、同時（同日）に支払う費用（出願費用、審査請求費用、PPH費用、IDS費用等）

■国内外の代理人手数料（代理人は国内1か所、現地<出願国>1か所です）

・出願国の制度上出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）

・銀行送金料・送金手数料：ただし、本事業に無関係な案件と共に銀行送金をした際の送金手数料は対象外です。また、複数回の銀行送金を行った場合は、初回の分のみが対象となります。

■翻訳費用

・実績報告書提出締め切り日（2021年1月8日）時点で納品されていることが条件

■特許審査のハイウェイ（PPH）の費用、審査請求費用、維持年金、補正手数料等：出願と同時（同日）に行うのであれば助成対象となります。ただし、補正手数料については、事前に補正内容等を申請書に記載していない場合には対象外となる場合があります。

Q14 PCT国際出願に要する経費に関して、具体的な助成対象経費とは何ですか？

A. PCT国際出願の場合は、各国（日本国を除く）への移行に要する費用のみが助成対象となります。

国際段階の手数料は助成対象ではありません。

Q15 商標の先行登録調査費や、特許・意匠・実用新案の先行技術調査費は助成対象経費ですか？

A. 対象外です。

本事業では、「先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと」を選定要件としています。そのため 先行登録調査や先行技術調査は申請前に行っていただく必要があります。

一方、本事業において助成対象となるのは、採択決定後に発生する費用ですので、採択前に発生した調査費用等は助成対象外です。また、採択後に追加で調査を行った場合でも、助成対象にはなりません。

<スケジュール>

Q16 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A. できません。

申請者は外国出願にかかる費用を代理人等に先に全額支払う必要があります。その後、支払った事実が証明できる書類とともに、実績報告書等をジェトロに提出していただき、間接補助金実績額を確定した後、申請者にお支払いすることになります。

Q17 補助金はいつ頃受け取ることができますか？

A. 2月以降3月末までのお支払いを予定しています。

<その他>

Q18 冒認対策商標とは何ですか？

A. 本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け（先取り）出願」を冒認出願、その対策を目的として外国へ出願する商標を「冒認対策商標」と定義付けしています。なお、冒認対策商標で申請する場合、冒認対策の意思があればよく、具体的な事業計画は必要ありません。

Q19 見積書の時点で設定したレートより、実際に出願した際のレートが上がったため、交付決定金額を超えてしまった場合、どうなるのですか？ 差額がプラスされて支払われるのでしょうか？

A. いいえ、差額をお支払いすることはできません。

交付決定額が助成上限額となります。従って、レートの上昇により実際にかかった費用が増えた場合においても、交付決定額以上をお支払いすることはできません。そのため、見積り時には、レートの変動を想定した上で、レート設定して計算することをお勧めします。

Q20 商標出願申請について、募集案内 7. 申請時提出書類(2) 添付書類⑧の「先行登録調査報告書」は、どのようなものを提出すればいいのですか？

A. 最低限の調査として、主要な出願予定国における先行登録調査の結果を提出してください(商標データベースのTMviewを利用した場合、米国、欧州、韓国、ロシア、インド、マレーシア等約60の国/地域について調査可能です)。(「初心者向け商標先行登録調査方法及び報告書サンプル」参照)

さらに、より適正な審査を受けられるように、全出願予定国の調査結果を添付することをおすすめします(ASEAN-TMview、国際機関等の無料検索サイトをご利用ください)。

また、国内出願が未だ登録になっていない場合には、国内の商標調査結果(国内出願時に行った調査レポートの写し等)も、参考までにご提出ください。

Q21 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価を受けました。申請書類に「任意」として提出した方がいいですか？

A. 評価者が評価分野において知見のある第三者であれば、当該評価者による評価書は審査時の参考資料となるため、提出することをお勧めします。

Q22 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A. 年内を目安に、早目に出願を完了してください。

出願後、最終締め切り(2021年1月8日)に間に合うように、実績報告書を提出していただきます。そのため、遅くとも最終締め切り日1週間前には、外国出願と全支払いを完了し、提出書類である外国特許庁からの受領書や、現地代理人からの書類、支払った際のエビデンス等を準備してください。

Q23 日本国内の基礎出願に記載した特許請求の範囲を、外国出願時に変更してもよいでしょうか？

A. 本事業では、申請書記載の内容を元に権利取得の可能性を審査し採択を決定します。審査を行っていない事案については助成対象とすることはできません。

従って、申請段階において補正を検討している場合には、申請書の8. に補正内容を簡単に記載し、別紙にて具体的な対応案をご提出ください。必要に応じて、補正案に基づいた先行技術調査を行ってください。

もし、採択後に、申請時点の出願内容からの変更が必要になった場合には、外国出願の前にジェトロにご連絡ください。